

議案第 24 号

市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について

市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例

市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 6 年条例第 5 号)
の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 19 条第 1 項第 1 号」
に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

地方自治法施行規則の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。